

令和8年度 恩納村 認定こども園および保育所等入所案内



① 4月入所申込受付期間および提出先

受付期間 ※土日祝日を除く	在 園 児	夜間（在 園 児）
	令和7年10月20日（月） ～ 令和7年10月31日（金）	令和7年10月23日（木） 令和7年10月30日（木）
	新規・待機	夜間（新規・待機）
	令和7年10月20日（月） ～ 令和7年11月14日（金）	令和7年11月 6日（木） 令和7年11月13日（木）
受付時間	9：00～12：00 13：00～17：00	17：30～19：00
受付場所	在園施設 恩納村役場 福祉課（窓口もしくは郵送）	

注 意 事 項

- ✓ 在園児・待機児童の方も申請が**必須**となっております。
- ✓ 上記期間以降のご提出は**選考上不利**となりますのでご注意ください。
- ✓ 必要書類は事前にご確認いただき、**すべて揃えた状態**でお申し込みください。
書類不備・記入漏れがある場合は受付できません。
- ✓ 郵送でのご提出は、郵便局窓口より「**特定記録郵便**」にてお願いいたします。
（令和7年11月14日（金）消印有効・送料は自己負担となります。）
- ✓ 書類不備・記入漏れは返却となります。期間内に再度ご提出ください。
×切までに書類がすべて揃わない場合、**期間外扱い**とさせていただきます。

お問い合わせ

〒904-0492 恩納村字恩納2451番地
恩納村役場 福祉課 こども家庭係（☎：966-1207）

恩納村認可保育施設一覧

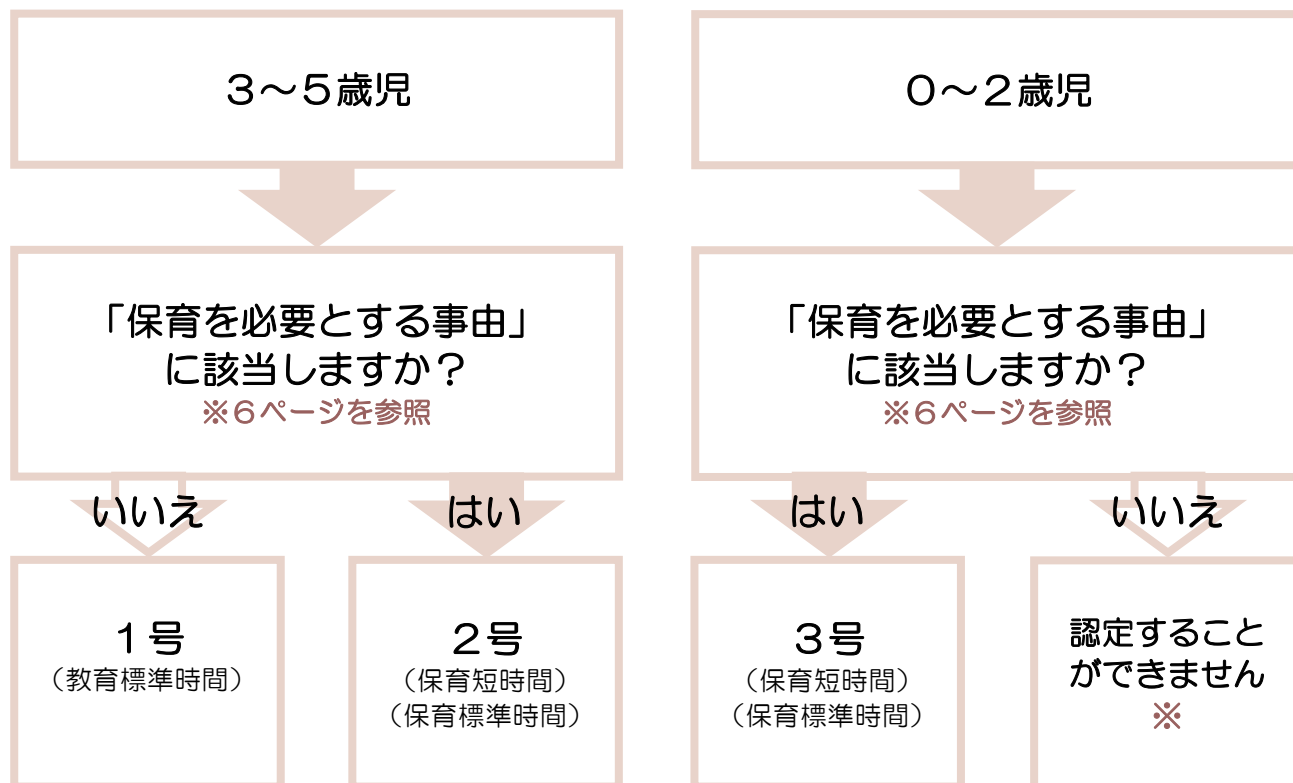
施設種別	公私種別	施設名	認定区分
認定こども園	公立	安富祖こども園 字安富祖1670番地 ☎：967-8600	1号
			2・3号
	公私	恩納村オリーブこども園 字恩納6301-2（予定） ☎：966-8322（恩納保育所）	1号
			2・3号
保育所	公立	山田保育所 字山田99番地 ☎：964-3323	2・3号
	私立	風の森保育園 字山田526番地 ☎：988-5707	2・3号
		恩納村オリーブ保育園 字仲泊858番地4 ☎：987-8969	3号
小規模保育事業所	休園	恩納村オリーブ保育園ゆうな 字恩納7545番地3 ☎：966-8110	3号
家庭的保育事業所	閉園	稲穂 字恩納6302番地 （恩納村総合保健福祉センター内） ☎：955-3740	3号

※園の状況により、実施できない場合もあります。
 詳しくは各園、または恩納村役場福祉課へお問い合わせください。

年 齢	開所時間		預かり 保育	一時 保育	病後児 保育	誰でも 通園
	月～金	土				
3～5歳児	8：00 ～ 13：00		○	○		○
0～5歳児	7：30～18：30					
3～5歳児	8：00 ～ 13：00		○	○	○	○
0～5歳児	7：30～18：30					
0～4歳児 ※5歳児要相談	7：30～18：30			○		○
0～5歳児	7：30～18：30					
0～2歳児	7：30～18：30				○	
0～2歳児	7：30～18：30				○	
0～2歳児	8：00 ～ 18：00	8：00 ～ 17：00				

②教育・保育給付認定

認可こども園等を利用する場合は、教育・保育給付認定（１～３号）を受ける必要があります。認定区分により、利用できる施設が異なります。



※必要に応じて、こども誰でも通園制度・一時保育・ファミリーサポートセンターなどの子育て支援が利用できます。

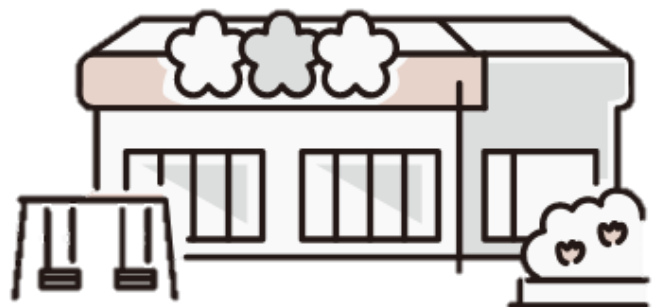
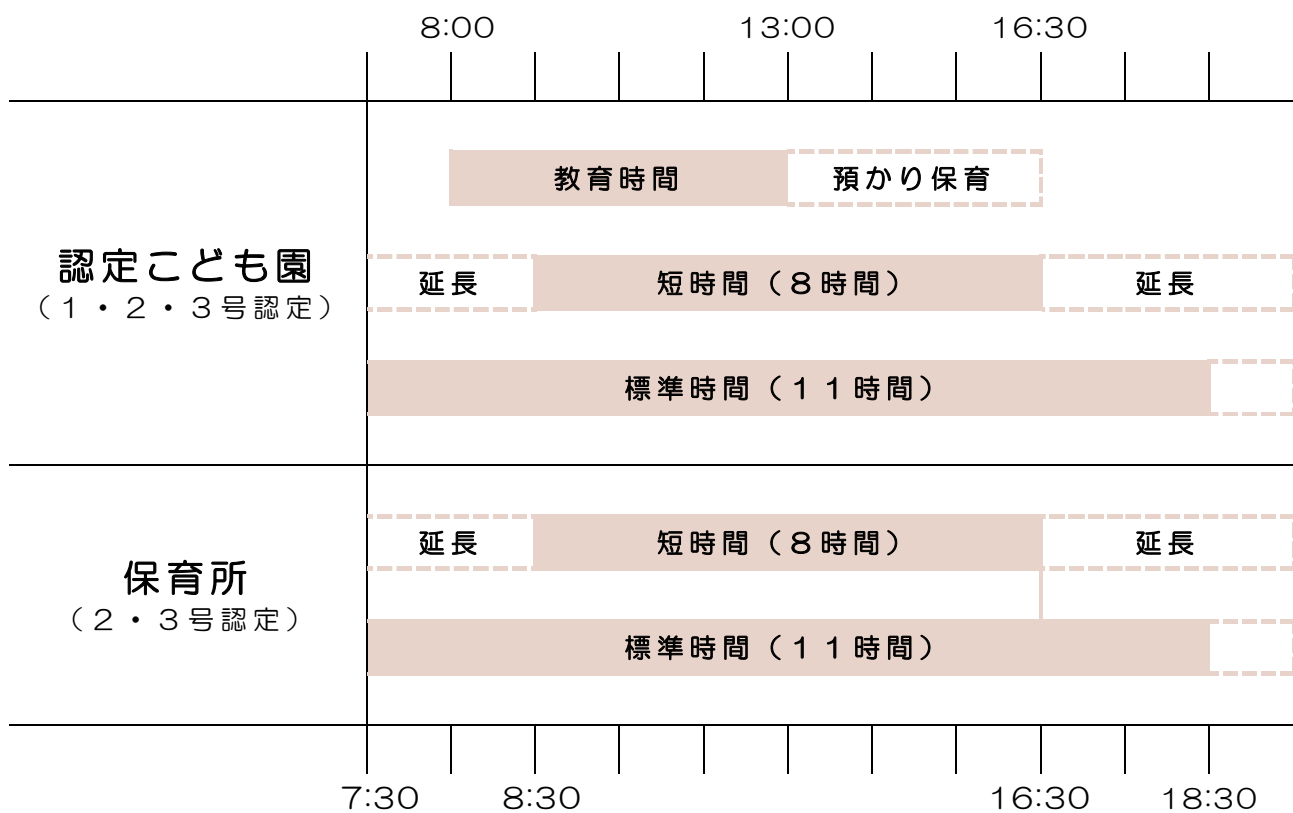
利用できる施設

1号認定 （教育標準時間）	公立・公私連携認定こども園
2号認定 （保育標準・短時間）	公立・公私連携認定こども園 公立・私立保育所
3号認定 （保育標準・短時間）	公立・公私連携認定こども園 公立・私立保育所 地域型保育施設（小規模・家庭的）

③ 保育必要量の認定

2・3号認定を受ける場合は、保護者の就労時間等によって、保育を利用できる時間が次の2種類に区分されます。

利用区分	就労時間	利用時間
保育短時間	月 64時間以上 (パートタイム就労を想定)	最長 8時間
保育標準時間	月 120時間以上 (フルタイム就労を想定)	最長 11時間



④ 保育の必要性の認定事由（２・３号認定の場合）

保育の必要性は、保護者（離婚している場合は、児童の養育を行っている方）のいずれも下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合に認定されます。

認定事由	内 容	利用区分	入所期間
就労	月６４時間以上１２０時間未滿勤務	短時間	雇用期間中
	月１２０時間以上勤務	標準時間	
妊娠・出産	産前８週前から産後８週後	標準時間	産前８週前から産後８週後の日が属する月末まで
育児休業 （在園児のみ）	育児休業取得中に既に保育所等を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合	短時間	育児休業対象児が１歳に達する日が属する月末まで ※ 育児休業対象児が待機になった場合延長可能
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	短時間	９０日間 ※ 年度内につき１回限り
就学	職業訓練校・学校教育法に基づく教育施設で 月６４時間以上１２０時間未滿就学	短時間	在学期間中
	職業訓練校・学校教育法に基づく教育施設で 月１２０時間以上就学	標準時間	
疾病・障がい	保護者が病気、負傷、障がい等により保育ができない場合	短時間	診断書による療養期間中
		標準時間	
介護・看護	同居親族を常時介護・看護している場合	短時間	診断書による療養期間中
		標準時間	
災害復旧	震災・風水害・火災・その他災害の復旧にあたっている場合	標準時間	復旧期間中
虐待・ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがある場合	標準時間	

⑤入所申込に必要な書類

(1)すべての方が提出する必要のある書類

必要書類	備 考
施設型給付費・地域型保育給付費等支給 認定申請書（現況届）＜兼利用申込書＞	児童1人につき1部提出
同意書	児童1人につき1部提出 ※兄弟がいる場合はコピー可
確認事項チェックシート	

(2)2・3号認定（保育認定）の申請に必要な書類

認定事由		必要書類
就 労	勤 務	①就労証明書（指定様式）
	自営業 農林漁業 内職 その他（委託等）	①自営業（内職）申立書（指定様式） ②下記いずれかの書類（写し）を添付 ・営業許可証 ・個人事業の開廃業等届出書（控え） ・商工会組合等による証明 ・申告書
妊娠・出産		①親子（母子）手帳（写し） ※分娩・出産予定日が明記されているページ ②妊娠・出産入所に関する同意書（指定様式）
育児休業		①下記いずれかの書類を提出 ・就労証明書 ※育児休業期間が記載されているもの ・育児に伴う休業取得届（自営業・内職用） ②育児休業に係る継続利用の意見書
求職活動		①求職活動報告書（指定様式）
就 学		①在学証明書（写し） ②時間割表（写し）
疾病・障がい		①下記いずれかの書類を提出 ・診断書（保護者等用）（指定様式） ・身体障がい者手帳 もしくは精神障がい者保健福祉手帳（写し）
介護・看護		①診断書（看護・介護用） ②看護（介護）状況申告書
災害復旧		①罹災証明書等

(3) 新規・待機のみ必要な書類

必要書類	備 考
① 健康診断書（指定様式） ② 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表	入所決定後提出
① 下記いずれかの方法で口座振替のお手続き ・ Web 口座振替受付サービス（QRコード） ・ ペイジー口座振替受付サービス（窓口） ※キャッシュカード持参  Web 口座振替	

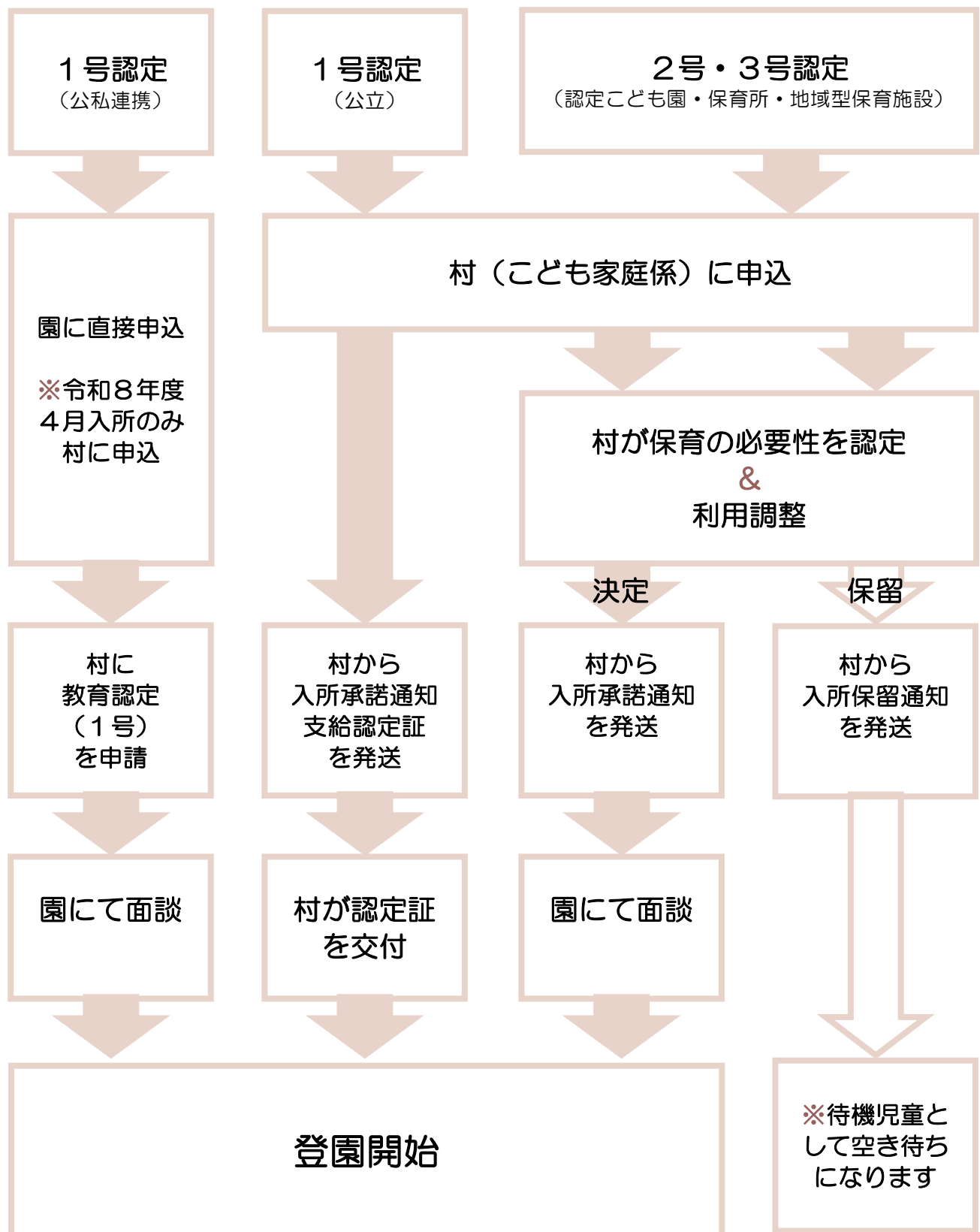
(4) 該当する世帯のみ必要な書類

状 況	必要書類
令和7年1月1日以降 恩納村に転入した世帯	① 申請書に前住所とマイナンバーを記入 ※無記入の場合、保育料の算定ができないため令和7年度市町村所得課税証明書（両親分）が必要となります。
恩納村に転入予定の世帯	① 転入手続に関する誓約書（指定様式）
ひとり親世帯	① 下記いずれかの書類（写し）を提出 ・ 児童扶養手当証書 ・ 母子及び父子家庭等医療費受給者証
在宅障がい者（児）世帯	① 下記いずれかの書類（写し）を提出 ・ 身体障がい者（児）手帳 ・ 精神障がい者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 特別児童扶養手当証書
生活保護受給世帯	① 下記いずれかの書類（写し）を提出 ・ 生活保護受給者証 ・ 保護証明書
令和7年1月1日時点で 国外居住していた世帯 及び軍人・軍属	① 2024年の収入が確認できる書類 ・ W-2 等

(5) その他該当する場合のみ必要な書類

状 況	必要書類
特別支援保育を希望	① 特別支援保育に関する保護者の意見書兼同意書（指定様式）

⑥入所申込から決定までの流れ



⑦利用者負担額（保育料）について

(1)算定方法について

利用者負担額（保育料）は、基本的に児童と生計をひとつにしている保護者（父母等）それぞれの村民税所得割課税額の合計によって決定します。ただし、同居親族（祖父母やきょうだい等）がその世帯の生計を担うものである場合は、利用者負担額の算定に含みます。

未申告や所得課税証明書等の未提出で課税情報が確認できない場合は、利用者負担額の最高額（最高階層）で仮決定します。収入がなかった方や扶養に入っている方も、所得がない旨を申告する必要がありますので、申告漏れ等がないようご注意ください。

(2)切り替え時期について

利用者負担額は、毎年9月に切り替えを行います。市町村民税額が決定するのが毎年6月のため、4～8月分は前年度、9～3月分は当年度の市町村民税額により利用者負担額を決定します。

利用者負担額算定のイメージ

令和7年									令和8年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和6年度）の市町村民税額にて算定					当年度（令和7年度）の市町村民税額にて算定						

(3)利用者負担額の変更について

下記に該当する世帯は、利用者負担額が変更となる場合がありますので届出が必要です。

- ✓ 修正申告をした場合
- ✓ 世帯の状況が変更となった場合
- ✓ 保育の利用区分（保育必要量）が変更となった場合

(4)お支払いについて

利用者負担額の納付方法は、原則として口座振替となります。入所決定後にお手続きください。（すでに利用者負担額の口座登録をされている方については、重ねて登録する必要はありません。）

納付期限	毎月25日（休日にあたる場合は翌営業日）
金融機関	琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県農業協同組合（JA）

(5) 多子世帯等の利用者負担額の負担軽減について

年収約360万円未満相当の世帯の場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。なお、多子として認定する児童に年齢制限はありません。

第1子	第2子	第3子
		
年齢制限なし	未就学児（0～5歳児）	未就学児（0～5歳児）
全額	半額	無料

年収約360万円未満相当のひとり親・障がい世帯等の場合、第1子は半額以下、第2子以降は無料となります。

第1子	第2子	第3子
		
年齢制限なし	未就学児（0～5歳児）	未就学児（0～5歳児）
半額以下	無料	無料

年収約360万円未満相当の世帯以外の場合、未就学児（0～5歳児）で最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

第1子	第2子	第3子
		
未就学児（0～5歳児）	未就学児（0～5歳児）	未就学児（0～5歳児）
全額	半額	無料

(6) 給食費について

3～5歳児クラスの児童は、利用者負担額とは別に給食費（主食費・副食費）の徴収がありましたが、村独自の補助制度により、**村内の認可施設に限り全額補助**となりました。

恩納村利用者負担額（保育料）基準額表

幼児教育・保育の無償化に伴い、0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯、3～5歳児クラスの全世帯は**利用者負担額が無料**となります。

階層区分				0～2歳児クラス	
				標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯等			0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯			0円	
第3階層	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	要保護者等※	5,500円	4,500円
			要保護者等以外	12,000円	10,000円
第4-1階層		48,600円以上 57,700円未満	要保護者等※	6,000円	6,000円
			要保護者等以外	17,000円	15,000円
第4-2階層		57,700円以上 77,101円未満	要保護者等※	6,000円	6,000円
			要保護者等以外	17,000円	15,000円
第4階層		77,101円以上 97,000円未満		17,000円	15,000円
第5階層		97,000円以上 169,000円未満		23,000円	21,000円
第6階層		169,000円以上 301,000円未満		28,000円	26,000円
第7階層		301,000円以上 397,000円未満		32,000円	30,000円
第8階層		397,000円以上		35,000円	33,000円

※「要保護者等」とは、①ひとり親世帯、②障がい児（者）がいる世帯、③生活保護法第6条第2項の「要保護者」に準ずる程度に困窮していると村長が認める世帯のいずれかに属する保護者をいいます。

⑦年度途中における入所申込日程

年度途中の新規申込は、下記の表で指定する受付〆切日までに、必要書類をすべて揃えた状態で福祉課窓口へご提出ください。

入所希望日	受付〆切日
令和8年 5月1日（金）～	～ 令和8年 4月10日（金）
6月1日（月）～	～ 5月 8日（金）
7月1日（水）～	～ 6月12日（金）
8月3日（月）～	～ 7月10日（金）
9月1日（火）～	～ 8月 7日（金）
10月1日（木）～	～ 9月11日（金）
11月2日（月）～	～ 10月 9日（金）
12月1日（火）～	～ 11月13日（金）
令和9年 1月4日（月）～	～ 12月11日（金）
2月1日（月）～	～ 令和9年 1月 8日（金）
3月1日（月）～	～ 2月12日（金）

※ 1号認定の場合、満3歳を迎えた誕生日より入所可能となります。

※ 受付〆切日を過ぎた場合は、次の入所希望日の対象となります。

注意事項

- ✓ 申請時の内容と比べ、**世帯状況や勤務先等に変更があった場合は**、速やかに福祉課までご連絡ください。また必要書類も併せてご提出ください。
- ✓ 必要に応じ、**電話・訪問等による就労確認の調査**を行います。その際就労が確認できない方や、就労証明書と内容が異なる方は、**退所または入所取消**となる場合がありますのでご注意ください。
- ✓ 施設の定員の関係により入所できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ✓ 利用者負担額（保育料）に滞納がある場合、**選考にて減点**となります。納付の調整をいたしますのでご相談ください。
- ✓ **同居している18歳以上65歳未満の方が**児童を保育できない場合は、状況確認ができる書類が必要となります。

